「わくWORK徳島!新しいふるさと発見事業」実施業務委託仕様書

1 事業名

わくWORK徳島!新しいふるさと発見事業

2 目的

地方に自分らしい暮らし方を期待する都市部の若者(大学生等)が、おおむね2週間から30日間、地域に滞在し、県内の農家や事業者、宿泊観光施設、福祉事業所等で働いて収入を得ながら、滞在期間中には地域住民との交流イベントや地域の歴史・文化等の学びの場を通じて、本県の持つ豊かな自然・伝統・文化に触れ、地域での暮らしを丸ごと体感することにより、徳島との関わりをはぐくむ「徳島ファン」を拡充し、ひいては将来的なとくしま回帰や移住・定住の掘り起こしを図る。

3 業務内容

(1) 受入企業等の募集

多様な業種から、受入企業等を募集、開拓し、募集期間・募集人数・賃金・休日等 の情報を取りまとめること。

また、募集人数の合計が20名程度となるよう、県や市町村とも連携し、東部・南部・西部の圏域ごとに1つ以上の受入企業等の開拓を行うこと。

※東部圏域:徳島市・鳴門市・小松島市・吉野川市・阿波市・勝浦郡・名東郡・名西郡・板野郡

※南部圏域:阿南市・那賀郡・海部郡

※西部圏域:美馬市・三好市・美馬郡・三好郡

(2) 特設サイトの管理・運営

県の移住交流ポータルサイト内「徳島県ふるさとワーキングホリデー『わくWORK徳島!』」< https://iju.pref.tokushima.lg.jp/waku_work/ >の管理・運営について、固定 I Pアドレスを取得し、次の業務を行うこと。

- ア (1)の受入企業等情報の登録・更新
- イ 参加者の申込み状況の管理・把握
- ウ その他必要情報の登録・更新(説明会のお知らせや参加者の感想など)

(3) 交流イベント・学びの場の実施に係る支援及び企画運営業務

参加者が地域での暮らしを丸ごと体感し、地域との関わりを深めてもらう観点から、地域で開催される交流イベント等の情報提供を行い、参加を促すこと。また、受入先や地域の課題解決につながるような地域との関わりを深める取組とともに、地元の若者(若手や女性起業家、とくしま若者回帰アンバサダー(※)等)との交流会を企画・運営し、参加者にとっての様々な学びの場及び地域とのつながりづくりの場を設けること。なお、参加者滞在時にはフォローを密に行うことにより、満足度を高めることで、参加者が将来的な「徳島ファン」となるよう努め、移住定住促進を図ること。その他、参加者との調整(日程や交通手段等)を行うこと。

※「とくしま若者回帰アンバサダー」は以下参照

< https://iju.pref.tokushima.lg.jp/awairo/ >

(4) 参加者の募集、確保

20名程度の参加者(県外に居住地があること)を募集、確保すること。参加者を募集するに当たり、ターゲットに向けて広く参加を呼びかけるため、SNS 広告やWEB 広告、リスティング広告等の実施など、効果的な広報活動を展開すること。

(5) 参加者と受入企業等のマッチング

参加者及び受入企業双方にとって満足度の高いマッチングとするとともに、参加者の将来的な移住定住促進につながるよう、関係者等と連絡を密にとりながら、円滑かつ迅速にマッチングを行うこと。

※本業務における参加者の募集等は、職業安定法上の職業紹介に該当するため、職業 安定法等の関係法令を遵守すること。

(6) 参加者受入の準備

参加者受入を円滑にするため、次の準備を行うこと。

ア 参加者の宿泊場所及び交通手段の確保・調整

※必要に応じて参加者来県・帰県時の受入先や宿泊場所までの送迎

- イ 参加者の参加期間中の不慮の事故に備え、イベント保険等の加入
- ウ 受入企業等と参加者を対象としたマニュアルの作成・配布
- エ 受入企業等における、労災保険加入や労働契約締結の支援 ※労災保険加入に必要な手続きの明示や労働契約締結のひな形掲示など
- オ その他、受入に必要な参加者及び受入企業等との連絡調整

(7) 参加者・受入企業等相談窓口の設置・運営

参加者や応募者、受入企業等からの問い合わせ、相談等を受け付ける窓口を設置し、 随時対応を行うこと。

(8) アンケートの実施

本事業終了後、受入企業等及び参加者に対してアンケートを実施し、集計すること。

(9) 各種経費の支払い

本事業の実施にあたっては必要な次の費用(委託費に含まれる)について、関係機関及び参加者へ支払うこと。

なお、参加者や受入企業等に支払いを行う場合は、領収書等を徴収した上で、支払 額の根拠を証明書類で明らかにすること。

ア 参加者の滞在費補助(原則1人1泊3,000円上限)

参加者が宿泊施設等へ支払った宿泊費について、各参加者の就労期間終了後、参加者に対して1人あたり1泊3,000円を上限として支払うこと。ただし、就労期間途中でも、参加者の求めがあれば領収書等を徴収した上で、その宿泊費を支払うことができるよう対応すること。

イ 参加者が宿泊先と就労先の通勤に要する費用(交通条件が悪い場合に限る)

参加者に対して、宿泊先と就労先との通勤において、明らかに交通条件が悪く、 公共交通機関を使用するのが合理的であると認められる場合は、その実費を支払う こと。また、公共交通機関もない条件不利地域へ通勤において、やむを得ずレンタ カーを使用する場合は、1日6,000円を上限として、レンタカー事業者等へ支払うこ と。(ただし、いずれも参加者の自己都合により、宿泊先と就労先の通勤条件が悪く なるものは除く)

ウ 交流イベント実施に要する費用

滞在期間中に(3)の適切な市町村イベントがない時に受託事業者が企画したイベントの実施に要する経費(上限の目安は参加者1名あたり3万円)

エ 受入企業等に対する作業服等購入費用

受入企業等が、参加者の受入のために、作業服や作業用具を購入した場合、その 領収書等を確認し、参加者一人あたり1万円を上限に支払うこと。

オ 受入企業等担当者が総務省説明会等へ参加する経費

受入企業等の担当者が、東京や大阪などで開催される応募者等への説明会に参加 する場合の交通費・宿泊費等の旅費について実費相当を支払うこと。

- ・東京での説明会2回×受入企業等担当者(1回2名まで)
- ・大阪での説明会1回×受入企業等担当者(1回2名まで)
- 力 各種保険料

参加者の労災保険料及びイベント保険料を支払うこと。

4 委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

5 成果物

事業終了後、速やかに次の事業完了報告書を作成し、令和6年3月31日までに提出 すること。

- (1) 事業概要
- (2) 事業の実績
- (3) 参加者の属性(年齢・職業・学校名等)
- (4) 市町村及び受入企業等ごとの実績
- (5) 体験・交流プログラムの内容及び実績
- (6) 収支報告(支払額の根拠となる証明書類(写し)) 等

6 留意事項

- (1) 成果物の引渡し後1年の間に、成果物の瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償 で講ずること。
- (2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

- (3) 取得した個人情報については、徳島県個人情報保護条例等を守り、適正に取り扱うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに県と協議すること。
- (5) 著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (6) 本業務で作成した成果物の著作権は、委託者である県に帰属する。